

令和4年4月1日

株式会社縣鉄工所 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：セクシュアルハラスメント等に関する相談件数を管理職、一般フルタイム労働者およびパートタイム労働者の各区分にて3年間で1件以上。派遣社員の活用を始めこととなった際は、同等の目標を設定する。

＜対策＞

- 令和4年5月～ 月次朝礼や掲示等による相談窓口の周知の推進
- 令和4年10月～ 管理職研修及び掲示物などによる社員への周知
- 令和5年10月～ 中間振り返りによる問題点の洗い出し・検討
- 令和6年4月～ 問題点への対策の実施、相談窓口の再周知の推進
- 令和6年10月～ 目標達成状況の振り返りや次回目標の検討